

倫理的存在としての人間の社会的基盤
倫理的にふるまうために
Social Basis of Human Being as Ethical Existence
In Order to Behave Ethically

大倉 茂

OHKURA, Shigeru

1 はじめに

本稿の課題は、人間が倫理的存在としてあるための社会的基盤を問うことである。市場経済がわれわれの生活の中を覆い尽くしているかのようにも思える現代社会において、われわれは市場経済の手段にすぎず、モノとして社会の中で扱われるとってよい。グローバル市場経済に飲み込まれている企業、そしてその帰結としての企業による労働者の文字通りの使い捨ての問題など、人間がモノとして扱われている事象は枚挙にいとまがない。人間を人「材」として捉える物言いにも、いつしか慣れてしまっただけではないか。そんな中で、「人間は外的な論理によって動かされるモノではなく、倫理的存在なのだ」と声高に叫んだところで、単なるスローガンに終わってしまうだろう。

そこで、本稿では、人間が倫理的存在としてのあり方を十全に発揮しうる社会的基盤を問題とする。ただ「倫理的であれ」と叫ぶのではなく、人間が十全に倫理的にふるまえる社会的基盤を探究する。具体的には以下のように論を進めたい。第一に、人間とは何かという本稿の基本的な立場を確認した上で、なぜ人間は倫理的存在でなければならないかを現代社会の文脈からもう一度問い直してみたい（第2節）。第二に、人間がモノとして扱われてしまうに至るメカニズムを市場経済の視点から説き起こした

い（第3節）。第三に、人間がモノとして扱われてしまっているメカニズムをいかに克服するかを理論的な次元で考えてみたい（第4節）。最後に、第4節での議論を踏まえて、人間をモノの論理から自由な倫理的存在とする社会的基盤はいかなるものかという問いに関して、自由時間をてこにより具体的に考えてみたい（第5節）。

「自らで考え、行為する」ことが困難なこの時代、拙速な打開策はつねに空回りするばかりか、この状況を強める結果になってはいまいか。このような時代だからこそ、地に足をつけた議論が求められているのではないだろうか。

2 本稿の問題の所在

議論の出発点として、本稿の課題に沿って、そもそも人間とはなにかについて言及しておく必要がある。人間の各々のあり方については、以下で説明することになるが、ここではごく簡単に述べたい。そもそも人間は、物的存在であることを最下層に置きながら、生命的存在であり、同時に社会的・共同的存在である。そして、その上に人間の意識的存在としてのあり方が立ち現れる。また、倫理を問わなければならない場面は、異なる価値観が存在している場面であり、それを意識的活動によって調停する場面である。したがって、意識的存在の基礎には、

生命的存在、そして社会的・共同的存在があることから、物的存在のあり方を加えた、この四存在の総体としての人間が倫理的な存在であるといえる。さらに、人間がこれらのあり方を同時に備えていることをつねに強調しておかなければならない。どのあり方であっても、もっぱら一つのあり方でもって人間を論じることがあってはならない。

人間が倫理的な存在であること自体に異論を挟む向きは、人間をすべて決定論的な物理・化学法則に還元可能であるとする、強い自然主義を唱える論者を除いてはおそらくない。したがって、人間が倫理的な存在であることはおよそその共通理解を得られていると理解される。しかしながら、そんな状況下であっても、現代社会においては改めて人間が倫理的な存在であることを強調しなければならない。では、現代社会においてなぜ人間が倫理的な存在であるということを強調しなければならないのか、さらにはなぜ人間の倫理的な存在としてのあり方が十全に発揮しうる社会的基盤を構築する必要性を主張しなければならないのか。そのことについて、二つの視点から考えてみたい。

第一に 3.11 をきっかけに再考が求められている公害の問題からである。長く医師として水俣病に関わり、2012年に亡くなった原田正純が、その著書『水俣が映す世界』の中で次のように主張している。「水俣病事件の原因のうち、有機水銀は小なる原因であり、チッソが流したということは中なる原因であるが大なる原因ではない。水俣病事件発生のもっとも根本的な、大なる原因は“人を人と思わない状況”言い換えれば人間疎外、人権無視、差別といった言葉でいいあらわされる状況の存在である。これが1960年から水俣病と付き合いしてきた私の結論である」(原田1989:7)、と。第4節にて改めて考え直すことになるが、原田が人間疎外、人権無視、差

別と表現する「人を人と思わない状況」は、私なりに言い換えれば、人間から尊厳を奪い、人間をあたかもモノとして扱っている状況であると考えられる。ここには近代社会の前提となっている「自ら考え、行為する」人間像は背景に退き、3.11を踏まえて公害で起こったことが改めて起きようとしている、あるいはすでに起きている現代社会において改めて人間は倫理的な存在であると主張しなければならない理由がここにある。

第二に自己責任に関する議論からである。自己責任は2004年のイラク人質事件を契機に社会に浸透した表現であり、さまざまな文脈で使われているが、一部で社会的弱者をさらに追い込む言説としても使われている。たとえば、やむを得ず派遣労働者となった労働者が派遣切りにあい、その結果、ホームレスになってしまったとする。そのような状況にある元労働者に対して、その元労働者がホームレスになってしまったことを「自己責任」とするのである。このように自ら考え、行為した結果でないことに関しても責任が問われる社会状況がある。自由に倫理的な存在として行為をすれば、その結果についてたちまち責任が負わされるべきかどうかは、社会生物学や自然主義の反論も踏まえて、改めて考えなければならないと疑義が出されている(小坂井2008)中で、現代社会は自ら考え、行為した結果でなくとも、責任が問われるのである。ここで強調しておきたいのは、例に出した元労働者に対して、「倫理的な存在たれ」と言いたいのではないということである。現代社会は人間の倫理的な存在としてのあり方を発揮しづらい状況にあり、その状況をまず変えていくことが求められているのである。そのことこそが本稿の課題である、人間の倫理的な存在としてのあり方が十全に発揮しうる社会的基盤を問うことなのである。

以上、現代社会においてなぜ人間が倫理的な存在で

あるということを強調しなければならないのか、さらにはなぜ人間の倫理的存在としてのあり方が十全に発揮しうる社会的基盤を構築する必要性を主張しなければならないのかについて、公害や 3.11 に通底する問題、そして自己責任を巡る社会のあり方を通じて考えてきた。以上のことを踏まえて、次節でなぜ人間の倫理的存在としてのあり方を発揮しづらい状況にあり、また人間がモノとして扱われることになるのかについて、市場経済の側面から考えてみたい。

3 物的存在としての人間

市場経済が全面化している現代社会において、人間は市場経済の手段としていわゆる商品と同じようにモノとして扱われている。人間は機械論的な論理である、モノの論理のただ中にたたされ、そこにたっている人間は物的存在として扱われる。したがって、物的存在とは、機械論的な物理・化学法則に従う存在のことを指す。あたかも物的存在として捉えられる人間は、機械論的な物理・化学法則に従うことになり、本稿の文脈から先取りしていえば、市場経済の客体として、さらには手段として捉えられることになる。

そして、前節の人間の四存在に関して思い起こすまでもなく、人間をあたかも物的存在として捉えることは、人間の多様なあり方をきわめて強い仕方で制限することであり、同時に倫理的存在としてのあり方を制限することである。カントの「諸目的の秩序にあって人間（それとともにあらゆる理性的存在者）は目的自体そのものであり、すなわち同時にそのさい自身目的であることなしには、だんじて単なる手段としては、だれによっても（神によってもさえも）用いられることができない」（V 131 [a313]）^①という定言命法も空虚に響くのが現代社会におけ

る人間のあり方なのである。では、市場経済が全面化している現代社会において、人間が物的存在として捉えられるということはどのようなことか、マルクスの議論を通じて、以下で考えてみたい。

市場経済社会において、人間は労働力商品であると同時に、商品交換者である。市場経済社会における人間の二つの側面をそれぞれ考えてみたい。第一に、分業を前提とする商品経済社会が全面化している現代社会において、人間は賃労働をすることによって、自らを労働力商品として市場にその身を投げ出さなければ生きていけない。そのように人間が労働力「商品」としてあることは、「すなわち、諸人格が自分たちの労働そのものにおいて結ぶ直接的に社会的な諸関係としてではなく、むしろ諸人格の物象的な諸関係および諸物象の社会的な諸関係として、現れるのである」（Marx1962：87 [99]）。前近代社会においては、「彼ら（諸人格）の労働における人と人との社会的関係は、どんな場合にも彼ら自身の人格の関係として現れる」（Marx1962：91 [104]）のであり、市場経済の全面化過程である近代社会においては、それまでひととひととの関係であったものがモノとモノとの関係に置き換わるのである。すなわち、物象化である。そうなっては、人間同士の関係は、倫理に基づく関係ではなく、機械論的な物理・化学法則に基づく関係になってしまう。このように市場経済社会において、人間が労働力商品として扱われることは、人間がモノとして捉えられることを意味し、すなわち物的存在として捉えられることを意味するのである。第二に、商品交換者としての人間はどうだろうか。「交換者たち自身の社会的運動が彼らにとっては諸物象の運動の形態を持つものであって、彼らはこの運動を制御するのではなく、これによって制御される」（Marx1962：89 [101]）という事態になる。商品交換者としてもなお、モノ

の運動によって制御されている。ここまでの議論をまとめれば、市場経済社会において、労働力商品として存在すると同時に商品交換者として存在する人間は、モノのメカニズムによってコントロールされることになるのである。言い換えれば、市場経済社会において社会関係が物象化され、あたかも人間が物象化され、物的存在として扱われる状況が生まれ、人間が「擬似」的な機械論的な物理・化学法則にコントロールされるのである。

以上、市場経済社会において人間が物的存在として扱われ、人間が倫理的存在としてのあり方を発揮しづらい状況になるメカニズムを明らかにした。このように考えれば、人間が物的存在として社会から「扱われ」、「捉えられる」ことこそが、人間の倫理的存在としてのあり方を発揮しづらい状況、あるいは限定的な発揮しか許さない状況を作り出しているといえる。このことは、人間が物的存在として「ある」ことを意味するのではなく、そういった状況はあくまでも物的存在として社会から「扱われ」、「捉えられる」ことに起因するのであって、発揮しづらい状況ではありながら限定的に発揮される、人間の倫理的存在としてのあり方を現代社会の文脈の中で育むと同時に、人間が倫理的存在としてのあり方を十全に発揮しうる社会的基盤を考えなければならない。

これまでの議論からわかるように、人間があたかも物的存在と扱われてしまう鍵は、人間が労働力「商品」と捉えられることにある。したがって、人間の「脱商品化」が人間の多様なあり方を発揮させ、倫理的存在としてのあり方を十全に発揮しうる契機となるのみならず、人間をあたかも物的存在と捉え、それを統御する市場経済を縮減する契機にもなる。次節では、人間の「脱商品化」に向けた理論的な考察を、カントとマルクスの「二つの国」に関する議

論を踏まえて行っていきたい。

4 カントとマルクスの「二つの国」

本節では、カントとマルクスの論述を比較検討することを通じて、人間をあたかも物的存在と捉えてしまう社会的基盤を縮減させ、人間の倫理的存在としてのあり方が十全に発揮しうる社会的基盤構築に向けた道筋を示したい。より具体的にいえば、以下のようなになる。カントは『実践理性批判』（1788年）、『倫理の形而上学の基礎付け』（1785年）において、「倫理（目的）の王国」と「自然の王国」を対比的に論じている。一方、マルクスは『資本論』において、「（真の）自由の国」と「必然性の国」を対比的に論じている。本節では、このカントとマルクスの「二つの国」の検討を通して、人間をもあたかも物的存在と捉えるメカニズムを抑えると同時に、人間が物的存在、生命的存在、そして社会的・共同的存在、さらにその上に立ち現れる意識的存在としてのあり方を踏まえた、倫理的存在としてのあり方を十全に発揮するための道筋を示したい。

カントの「二つの国」に関する論述を、人間の物的存在としてのあり方と倫理的存在としてのあり方から考えてみたい。カントは『倫理の形而上学の基礎付け』の中で、「自然のあらゆる事物（Ding）は、法則にしたがって作用する。ひとり理性的存在者のみが、法則の表象にしたがって、すなわち原理にしたがい行為する能力をもつ。いいかえれば、意志を有するのである。法則から行為をみちびきだすためには理性が要求されるから、意志とは実践理性にほかならない。理性が意志を不可避免的に規定する場合には、そういった存在者の行為は客観的に必然的なものと認識されるいっぽう、主観的にもまた必然的である」（IV412 [2013b : 103]）と述べている。これまでの記述と重複する部分もあるが改めて述べれ

ば、人間は、機械論的な物理・化学法則から自由でないことから物的存在であるといえる。本稿では、物的存在が従う機械論的な物理・化学法則を物的必然性とする。また、人間は倫理的存在（カントの用法からいえば理性的存在）でもある。そのことは、人間が自然の事物の法則（機械論的な物理・化学法則）に従う存在であると同時に、意志（ないしは実践理性）を有する存在であるといえる。そのことをさらに考えれば、以下のようになる。人間がもっぱら物的存在であれば、物的必然性に従属することになる。言い換えれば、他律的存在であるといえる。しかしながら、人間は物的存在であると同時に、意志（ないしは実践理性）を有する存在（倫理的存在）であった。倫理的存在であるとする、物的必然性にもっぱら従うことはなく、人間は行為の始動因たり得る。この始動因たり得ることこそが自由なのである。言い換えれば、人間は物的存在であると同時に、倫理的存在であった。物的存在として、物的必然性から完全に逃れることはできないが、同時に倫理的存在であることから、物的必然性から逃れて始動因たり得え、すなわち自由であることが可能なのである。つまり、人間は物的必然性と同時に、自由による因果関係の作用のただ中にいる。そのことを異なる側面からいえば、人間は物的必然性に従属するという意味においては客体であり、自由による因果関係に作用されるという意味においては主体である。

また、手段と目的の対比関係からいえば、人間は決定論的な因果関係（物的必然性）に作用されるという意味においては手段であり、自由による因果関係に作用されるという意味においては目的なのである。ここで、「人間を単に手段としてではなく、同時に目的として扱え」というテーゼを思い起こすことができよう。「目的の王国が可能であるのは、し

たがってひとえに自然の王国との類比による。ただし前者はたんに準則、すなわち自分自身に課した規則によってのみ可能であり、後者はひらすら外的に強制的に作用する原因の法則にしたがってだけ可能なのである」（IV438〔2013b：183〕）と述べている。目的の王国では、理性的存在者である人間が、自分自身に課した規則に従って行為するが、自然の王国ではもっぱら外的な因果関係に従属するとされる。現代社会の文脈から改めて考えてみると、人間の商品化とは、つまるところ市場経済下においては人間の手段化であり、モノ化であり、物的存在化であった。このことを踏まえると、市場経済の手段となって人間が物的存在として捉えられる現代社会は、もっぱら自然の王国としてあることになる。さらに、「目的の王国にあつて、すべてのものは価格を有するか、尊厳を備えている。価格を有するものは、そのもののかわりにまた、等価物としての或る他のものが置き換えられることができる。これに対して、あらゆる価格を越えており、かくてまたいかなる等価物も許さないものこそが、尊厳を備えているのである」（IV434〔2013b：171〕）とされる。人間の多様なあり方が捨象され、商品として等価物に、さらには——マルクスの議論を踏まれば——交換価値に置き換えられ、人間があたかも物的存在として扱われる現代社会にあつては、人間は尊厳を失い、第2節で原田正純の著作から引用したように「人を人と思わない状況」が横たわっているのである。

では、どのようにして人間は自然の王国に閉じ込められた状況を脱することが出来るのであろうか。そのことを考えるためには、マルクスの必然性の国と自由の国の対比から、特に労働に着目して考えるのが有効である。マルクスの「二つの国」に関する論述を、カントの人間の二つのあり方に関する考察を踏まえて、社会のあり方に着目してみていきたい。

マルクスは『資本論』第三巻（1894年）において以下のように述べている。少し長いが引用したい。

「じっさい、自由の国は、窮乏や外的な合目的性に迫られて労働するということがなくなったときに、はじめて始まるのである。つまり、それは、当然のこととして、本来の物質的生産の領域のかなたにあるものである。未開人は、自分の欲望をみたすために、自分の生活を維持し再生産するために、自然と格闘しなければならないが、同じように文明人もそうしなければならないのであり、しかもどんな社会形態のなかでも、考えられる限りのどんな生産様式のもとでも、そうしなければならないのである。彼の発展につれて、この自然必然性の国は拡大される。というのは、欲望が拡大されるからである。しかし、また同時に、この欲望を充たす生産力も拡大される。自由はこの領域のなかではただ次のことにありうるだけである。すなわち、社会化された人間、結合された生産者たちが、盲目的な力によって支配されるように自分たちと自然との物質代謝によって支配されることをやめて、この物質代謝を合理的に規制し自分たちの共同的統制のもとに置くということ、つまり、力の最小の消費によって、自分たちの人間性に最もふさわしく、最も適合した条件のもとでこの物質代謝を行なうということである。しかし、これはやはりまだ必然性の国（Reich der Notwendigkeit）である。この国のかなたで、自己目的として認められるような人間の力の発展が、真の自由の国が始まるのであるが、しかし、それはただかの必然性の国をその基礎としてその上にのみ花を開くことができるのである。労働日の短縮こそは根本条件である。」（Marx1962：828〔1051〕）

マルクスのいう「必然性の国」と「自由の国」とは何だろうか。まず、ここでいう必然性の国は、カントの自然の王国では物的必然性でもって語られて

いたのとは異なり、人間が生命的存在としての必然性（生命的必然性）、そして社会的・共同的存在として必然（社会的・共同的必然性）に迫られて労働、ないしはコミュニケーションを行う社会であると考えられる。人間が生命的存在であることと社会的・共同的存在であることをここで説明を加えておくと、まずマルクスにとって「人間はもっとも文字通りの意味でポリスの動物である」。したがって、「動物であるということが強調されている。さらに、「動物はその生命活動と直接的に一つである。動物はその生命活動から自分を区別しない。動物とは生命活動だからである。人間は自分の生命活動そのものを、自分の意欲や自分の意識の対象にする。彼は意識している生命活動をもっている」（Marx1968：516〔95〕）と述べていることから、人間も、動物であるという意味で、生命的存在であることを基礎にした意識的存在であることが理解できる。同時に、マルクスが「人間がまさにひとつの類的存在であるからこそ、彼は意識している存在なのである」（Marx1968：516〔95 - 96〕）としていることを踏まえて考えてみても、人間が社会的・共同的存在であることを基礎にした意識的存在であることが理解できる。したがって、人間の意識的存在としてのあり方は、生命的存在、そして社会的・共同的存在としてのあり方の上に築かれるといえる。これまでのカントの言説に関する考察、倫理的存在であるということは意識的存在であることを内包している点、そして、人間がポリスの動物、同時に類的存在であるというマルクスの規定を合わせて考えると、改めて、人間が物的存在としてのあり方を最下層に置きながら、生命的存在と社会的・共同的存在のその上でこそ意識的存在でありえ、この四存在のあり方の総体が倫理的存在であることが確認できるだろう。以上のことを踏まえて、上記の引用で、強調しておきた

いことが3点ある。その点を踏まえて、自由の国とは何かを考えてみたい。

第一に自由の国は、人間が集団をいとなむことから生じる社会的・共同的必然性、同時に人間が生命として生きることから生じる生命的必然性に迫られて労働するということがなくなったときに始まるという点である。第二に、そのとき自由は自由の国にのみ存在するのではなく、必然性の国にも自由が存在するという点である。第三に、必然性の国を基礎に自由の国が花開き、その根本条件は労働日の短縮であるということである。そもそも労働は対象化活動であるが、現代社会における労働が賃労働である限り、その意義は見失われ、労働はもっぱら自分以外のもののために成立することになり、労働によって作られた対象物も労働者から完全に切り離されることとなる。そういったいわば疎外された労働には、必然性の国における自由はない。したがって、現代社会は必然性の国の疎外された姿であるといっていよい。さらに、物象化されたモノの論理が浸透していることを踏まえて考えると、現代社会において疎外された必然性の国のあり方が社会の中で拡大している状況^②は、カントの自然の国における人間のあり方と通底しているといえよう。先のカントの言説から導き出した、人間は物的必然性に作用されるという意味においては客体であり、自由による因果関係の始動因であるという意味においては主体であるということから考えると、必然性の国を基礎に自由の国が花開くという社会のあり方は、カントのいう人間のあり方と合わせて考えることができる。

では、改めて、自由の国とは何かを考えてみたい。自由の国とは、必然性の国を基礎にした、人間が自由な個性性を発揮しうる社会である。マルクスは、人間社会の歴史の三段階として説明する。マルクスにおいて、第一の段階は前資本主義段階、第二の段

階は資本主義社会の段階、そして第三の段階は将来の共同社会であると理解される。特に第三の段階に関しては、「諸個人の普遍的な発展の上にきずかれた、また諸個人の共同体的、社会的生産性を諸個人の社会的力能として服属させることのうえにきずかれた自由な個性性 (freie Individualität) は、第三の段階である。第二段階は第三段階の諸条件をつくりだす」(Marx2006 : 91 [138])、と主張している。この主張を必然性の国と自由の国の対比と関わらせて考えるならば、この第二段階は資本主義社会の段階であり、すなわち社会が必然性の国としてある段階である。その第二段階の上に第三段階がきずかれるのであり、それは必然性の国を基礎に自由の国が成立することと合わせて考えることができよう。第三段階において初めて、人間の自由な個性性が発揮されるのである。それは、いうまでもなく自由の国においてである。

先の人間の尊厳に関するカントの引用を踏まえて考えれば、人間が等価物を持たない、そして交換価値に置き換えられない尊厳を備える倫理的存在になるためには、必然性の国における自由と自由の国における自由を持ち合わせる必要がある。疎外された必然性の国を統御するだけでは、必然性から自由になったとはいえない。自由の国において自由な個性性が発揮された人間として、自己実現につながる自由を合わせて獲得してこそ、人間は倫理的存在としてのあり方を十全に発揮させることが可能となる^③。必然性の国を基礎にした自由の国への地平を開いたそののちには、カントの「きみの人格やいっさいの他者たちの人格のうちにある人間性を、つねに同時に目的として取りあつかい、けっしてたんに手段として取りあつかわないように行為せよ」という定言命法^④がふたたび輝きを取り戻すだろう。

したがって、人間が倫理的存在としてのあり方を

十全に発揮させる社会的基盤は、必然性を主体的に、そして自由に統御すると同時に、自由な個性が発揮された人間として自己実現につながる自由を担保しうるものでなければならない。そのためには、必然性の国を基礎に自由の国を花開かせる必要があるが、それには労働日の短縮が根本条件であった。労働日の短縮は、裏を返せば自由時間の創出である。次節で、人間を物的存在とし、それを統御する市場経済を縮減する契機にもなる人間の「脱商品化」に向けた自由時間の創出について論じることで、人間が倫理的存在としてのあり方を十全に発揮させるための社会的基盤を具体的なかたちで描き出したい。

5 人間の「脱商品化」に向けた自由時間の創出

先の引用にもあったように、自由の国は必然性の国を基礎に花開くことができ、その契機は労働日の短縮、すなわち自由時間の創出にあった。この自由時間の創出は、第3節の最後で述べた人間の「脱商品化」に通じる。人間が倫理的存在としてあるためには、疎外された必然性の国から必然性の国にかえ、同時にそれを基礎に自由の国を花開かせることにあった。

自由時間に何をするか。自由時間といっても、消費社会のただ中で市場経済活動としての余暇としてしまったら、人間の「脱商品化」と逆行してしまう。自由時間に行うことはやはり、「労働」である。ただ、人間の商品化を意味する賃労働ではなく、非市場経済下における自己実現に通じる自由な個性を発揮しうる労働である。このような労働が社会に位置付くならば、人間の「脱商品化」に通ずる。

そもそも人間の労働力は、人間の生命的存在（身体性）のあり方に基づいている。従って、人間の労働力の商品化は、生命的存在としての人間の商品化なのである。同時に人間の労働が根源的に社会的・

共同的活動（協同労働）であることを踏まえれば、人間の労働力の商品化は、社会的・共同的存在としての人間の商品化なのである。そして、つまるところ、人間の商品化は生命的存在、そして社会的・共同的存在の商品化である。そのように考えるならば、人間の脱商品化は、ただちに生命的存在、そして社会的・共同的存在の脱商品化に向かうべきである。より具体的にいえば、生命的存在、ならびに社会的・共同的存在の維持に向けられる家事労働や福祉・医療に関する労働、そして直接に生命的存在に接し、社会的・共同的活動である家庭菜園における労働を自由時間に行うべきだろう。

労働時間の縮減、ないしは自由時間の創出といえば、トマス・モアが著した『ユートピア』（1516年）が思い起されるかもしれない。『ユートピア』によると、ユートピア島では1日の労働時間は6時間であるという。はたまた、労働・睡眠・食事などの合間の「空いている時間」は、「乱痴気騒ぎやぶらぶらしてすごしていいという意味ではない」（モア 1957：100）。「空いている時間」は、「自分の好きな何かほかの有益な知識の習得」（モア 1957：100）に費やす時間なのである。また、ユートピア島では農業が男女の別なく共通の知識となっており、同時に農業のほかに例外なく、毛織物、亜麻織業、石工職、鍛冶職、大工職などの自分独自の技術として何らかの特殊な知識を習得しなければならない。またユートピア人は庭を大切に、「庭の中には葡萄園を始め、あらゆる種類の果物や野菜や花が見事に丹誠こめて栽培されている」（モア 1957：100）という。この構想は現代社会を反省する上で有意義だと考えられるが、強調しておきたいのは、トマス・モアは非労働時間を「空いている時間」としたが、本稿の文脈からいえばそれは「空いている時間」ではなく、あくまで脱商品化された労働をする時間だと

いうことである。そのことを踏まえれば、労働時間を現代的な文脈から賃労働時間と解して、脱商品化された労働をする時間を庭仕事や家事労働に男女の別なく費やす、そのような社会のあり方をふたたび、情報化などの進展を踏まえた上で現代社会の視点から反省することは重要な示唆をわれわれに与えてくれるのではないだろうか。

6 おわりに

以上、人間とはなにかという問いを底流に据えながら、人間の倫理的存在としてのあり方を発揮しづらいた状況を踏まえて、倫理的存在としての人間のあり方が十全に発揮しうる社会的基盤について論じた。

本稿では、社会的基盤について脱商品化に向けた自由時間の創出の重要性を論じたが、より具体性を帯びた議論を進めなければならない。また、現代の視点と本稿で論じた社会基盤を踏まえて、本稿での倫理的存在の規定を踏まえながら、倫理的存在の具体的なあり方や必然性の国を基礎にした自由な国における倫理的存在としてのあり方が十全に発揮された人間同士の付き合いはどのようなものであるかを継続して問うていかなければならない。今後の課題としたい。

注

(1)欧文献と翻訳文献の頁数を併記する場合は、欧文献の頁数を記したのちに、〔〕内に翻訳文献の頁数を記すことにする。また、翻訳文献の翻訳を本稿において訳し直していることもある。またカントからの引用は、『人類の歴史の憶測的起源』をのぞき、アカデミー版『カント全集』に依拠し、本全集の巻数（ローマ数字）と頁数を併記する。

(2)現代社会の中で、第2節で論じたような公害や自己責任論といった問題の一部において、必ずしも

責任の所在がはっきりしないかのように捉えられる傾向がある。特に自己責任論は、本来は企業、あるいは国家に帰責されるはずの事柄が当事者の中で責任の所在が必ずしも明らかではなく、そのあいまいさの帰結として自己責任と規定してしまう側面もあるのではなかろうか。この傾向は、現代社会において疎外された必然性の国が拡大しており、必然性の国における自由が希薄になっていることと無関係ではないであろう。このような状況下にあって、いかに責任を問うかについては、本稿で展開した二つの自由の概念を踏まえて、自由（意志）と責任の関係を問い直すことを通じて改めて考えたい。

(3)二つの自由の存在を本稿において示したが、そうするとただちに以下のような問いが出てこよう。二つの自由はそれぞれ独立しているのか、独立していないならばどのように関係しているのかという問いである。そしてその問いは、疎外された必然性の国から必然性の国への転換、そして自由の国の成立がどのようになされていくのかという具体的な変化のあり方を論ずることにも通ずる。疎外された必然性の国から必然性の国に転換していく過程で、必然性の国における自由は確保されるが、それだけでは十全に倫理的存在になったとはいえず、自由の国における自由と合わせて（ゆえに二つの自由は独立してはいない）はじめて「真の」自由を手中に収めることができるというのが本稿の立場ではあるが、必然性の国における自由のみを備えてただちに倫理的存在となれるか否か、言い換えれば、自由の国における自由を備えなければ倫理的存在になれないのかも含めて、注2の問題と合わせて改めて詳細を深めたい。

(4)カントは『人類の歴史の憶測的起源』（1786年）で、以下のように述べている。「こうして人間は、いっさいの理性的存在者——その地位の高下は問題

ではない——と平等の存在となった、すなわち彼は目的そのものであり、他のいかなる存在者からみられる目的として尊重され、他のいかなる存在者によってもたんに他の目的のための手段として使用されないという要求に関しては、すべての存在者と同等になったのである」(Kant1999: 34 [62-63])、と。『人類の歴史の憶測的起源』で主張されていることから考えると、カントは「きみの人格やいつかの他者たちの人格のうちにある人間性を、つねに同時に目的として取りあつかい、けっしてたんに手段として取りあつかわないように行なせよ」という定言命法を倫理的な概念として呈示しつつも、それは同時に社会的、歴史的な概念としても使用されていることが明らかである。

参考文献

- 大倉 茂 (2013) 「エコロジー的主体とエコロジーの社会の探究」、尾関他編『環境哲学のラディカリズム』学文社
- 尾関周二 (1992) 『遊びと生活の哲学』大月書店
- カント (2013a) 「実践理性批判」『実践理性批判・倫理の形而上学の基礎付け』熊野純彦訳、作品社
- カント (2013b) 「倫理の形而上学の基礎付け」『実践理性批判・倫理の形而上学の基礎付け』熊野純彦訳、作品社
- 小坂井敏晶 (2008) 『責任という虚構』東京大学出版会
- 桜井哲夫 (1998) 『〈自己責任〉とは何か』講談社
- トマス・モア (1957) 『ユートピア』平井正穂訳、岩波書店
- 原田正純 (1989) 『水俣が映す世界』日本評論社
- Kant (1999) *Mutmaßlicher Anfang der Menschengeschichte: Was ist Aufklärung*, Felix Meiner Verlag. (カント (1950) 「人類の歴

史の憶測的起源」『啓蒙とは何か』篠田英雄訳、岩波書店)

- Marx/Engels Gesamtausgabe (MEGA), II Band. 1, Akademie Verlag, 2006. (マルクス (1981) 『資本論草稿集』①, 大月書店)
- Marx- Engels: Werke (MEW), Ergänzungsband I, Dietz Verlag, 1968. (マルクス (1964) 『経済学・哲学草稿』城塚登・田中吉六訳, 岩波書店)
- Marx- Engels: Werke (MEW), Band. 23, Dietz Verlag, 1962. (マルクス (1968) 『資本論』第一卷第一分冊, 大月書店)
- Marx- Engels: Werke (MEW), Band. 25, Dietz Verlag, 1962. (マルクス (1968) 『資本論』第三卷第二分冊, 大月書店)

大倉 茂 (東京農工大学, 茨城大学, 前橋高等看護学院非常勤講師, 立教大学兼任講師)